

部 分 公 開 決 定 通 知 書

大 大 保 第 8202 号
令 和 8 年 7 月 22 日

株 式 会 社 薫 製 倶 楽 部
代 表 取 締 役 森 雅 昭 様

大 阪 市 長 横 山 英 幸

令和8年6月7日付けの公開請求について、大阪市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

公文書の件名	別紙のとおり
公開の日時	別途電子メールにより送信します。
公開の場所	別途電子メールにより送信します。
公開の実施方法	文書の写しの交付
公開しないこと とした部分	別紙のとおり
上記の部分 を公開しない理由	別紙のとおり
担 当	健康局保健所東部生活衛生監視事務所 (電話番号 06-6267-9888)
備 考	

注1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2 来庁にて公文書の公開を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

【公文書の件名】

健康局保健所東部生活衛生監視事務所対象公文書

- 1 令和6年3月27日小林製薬提出資料「厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課 ご説明資料」
- 2 令和6年3月27日小林製薬提出資料「分析結果と今後の対応」
- 3 令和6年4月10日小林製薬提出資料「【厚生労働省 調査会】弊社紅麹関連製品自主回収に伴う状況報告書」
- 4 令和6年8月27日小林製薬提出資料「紅麹原料：原因究明進捗」
- 5 令和7年3月31日付け「検査成績書の送付について」

【公開しないこととした部分】

- 1 対象公文書1の作成者の所属及び氏名、「4. 紅麹由来ではない仮説」においてコメントを行っている者の氏名及び関連情報、対象公文書5の検査担当者の氏名、患者から提供を受けた残品検体のロット番号
- 2 対象公文書1の「1. 物質Xの含有量」の一部、対象公文書2の分析結果の一部、対象公文書3の「【厚生労働省 調査会】弊社紅麹関連製品自主回収に伴う状況報告書」の一部、対象公文書4の「紅麹原料：原因究明進捗」の一部、対象公文書5の営業者の事業所の所在地、検査結果等を含む一部

【上記の部分を開示しない理由】

大阪市情報公開条例第7条第1号に該当

(説明)

公開しないこととした部分1については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

大阪市情報公開条例第7条第2号に該当

(説明)

公開しないこととした部分2については、法人等の事業者の経営上又は技術上の情報で、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。